

奨学生等選考規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則（以下、「本規則」という）は、一般財団法人教育支援グローバル基金（以下、「本財団」という）が定款第4条に基づいて給付する奨学金（以下、「奨学金」という）の支給対象者（以下、「奨学生」という）及び本財団が開催するジャパン未来リーダーズサミット（以下「サミット」という）の参加者（以下、「サミット外部生」という）の選考及び選考委員会の運営方法並びに奨学金の支給に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 奨学金

(奨学金の目的)

第2条 本財団の奨学金は、様々な事情により社会経済的に弱い立場に置かれ、困難を経験しながらも、将来、社会のための力となる資質を持つ若者を支援するために返済不要の奨学金を支給する。尚、奨学金を供与された奨学生の進路等について制限は設けていない。

(奨学生の種類)

第3条 本財団の奨学金の種類及び内容並びに募集人数は以下の通りとする

(1) 高校生を対象としたエンデバー奨学金（以下、「エンデバー奨学金」という）

児童養護施設や里親家庭に暮らす高校生を対象に、高校卒業後の進学のための受験に係る費用相当額の奨学金（一人上限10万円）。募集人数は毎年10～16名程度。

1) 対象期間

原則として毎年4月から翌年3月までの12か月とする。

2) 支給時期

毎年3月

3) 支給方法

奨学生が指定する銀行口座に振り込むことで支給をする。

奨学金給付の対象となる大学などの受験費用については一旦、ご自身で支払い、その支払いの根拠となる証憑（領収書など）を提出し確認をしたのち支給する。

4) 申請手続

奨学生及び未成年者の場合はその保護者は、期日までに以下の提出書類の全てを本財団に提出するものとする。

1. 応募用紙

2. 保護者（施設長/里親）などからの推薦状

5) 募集期間

例年数週間～1か月程度前後する可能性はあるものの、

募集開始：毎年12月1日

募集締切：毎年1月第1週または、第2金曜日

6) 選考通知

1次選考合格者への合格通知は、応募者本人宛に通知する。1次選考の合格者の保護者宛には、オンライン面談のアポ取りを兼ねて1次選考の合格を通知する。不合格者への通知は行わない。

最終合格者は、本財団から応募者本人及び保護者（施設長/里親など）に通知する。最終選考の不合格者については、本人及び保護者宛に通知を行う。

繰り上げ合格候補者については、不合格通知時の告知は行わない。

7) 休止条件

奨学生が下記に該当する場合には、エンデバーからの脱退または一部または全部を一時的に休止することがある。

1. 応募時を含む、財団への申告内容に悪質な虚偽が認められたとき。
2. 奨学生が在籍校を休学、留年、退学、又は長期間欠席したとき。
3. 奨学生の学業または生活への態度に問題があると認められたとき。
4. 怪我や病気その他の理由のため成業が困難になったとき。
5. 在籍校から停学、退学等何らかの処分を受けるとき。
6. 他の奨学金の受給等、本奨学金を必要としない理由が生じたとき。
7. 学業成績が不良となったとき。
8. 学校内または学校外の秩序を乱す等の行為があったとき。
9. 当該奨学生および保護者と連絡が取れなくなったとき。
10. 以下の届け出を怠ったとき。
 - ア) 在籍校を2週間以上の欠席、休学、留年、転学もしくは退学したとき。
 - イ) 在籍校から、停学、退学その他の処分を受けたとき、刑事事件に関し起訴されたとき、又は奨学生が当事者となる民事裁判（訴訟、調停）が係属したとき。
 - ウ) 奨学生の在籍校が半年以上継続して正規の授業が行われていないと認められる場合または半年以上継続して臨時に休校したとき。
 - エ) 居住国外に1ヶ月以上滞在する場合。
 - オ) 本人または保護者の住所、連絡先その他奨学生の入籍等重要な事項に変更があるとき。
 - カ) 成業に影響する重大な健康状況の異変が発生したとき。
 - キ) 他の奨学金の受給や授業料の免除等、本奨学金を必要としない理由が生じたとき。
 - ク) 掲記届け出事項が発生した際は、2週間以内に書面にて当財団宛に報

告しなければならない。

11. 前各号のほか、奨学生として公序良俗に反するなど社会通念上適切でない事実が認められたとき。
12. 本財団の経営状況等の事情により、奨学金支給が困難になったとき。

8) 返還請求

返還請求は行わない

9) 報告

奨学生は、次の号のいずれかの1つに該当する場合は、直ちに事務局に届け出なければなりません。ただし、当該奨学生が病気その他の事由により報告することができないときは、保護者等近親者が届け出るものとする。

1. 2週間以上の欠席、休学、留年、転学もしくは退学したとき。
2. 在籍校から、停学、退学その他の処分を受けたとき、刑事事件に関し起訴されたとき、又は奨学生が当事者となる民事裁判（訴訟、調停）が係属したとき。
3. 奨学生の在籍校が半年以上継続して正規の授業が行われていないと認められる場合または半年以上継続して臨時に休校したとき。
4. 居住国外に一ヶ月以上滞在する場合。
5. 本人または保護者の住所、連絡先その他奨学生の入籍等重要な事項に変更があるとき。
6. 成業に影響する重大な健康状況の異変が発生したとき。
7. 他の奨学金の受給や授業料の免除等、本奨学金を必要としない理由が生じたとき。

10) 公表方法

奨学金制度の概要、募集要項は、ホームページより公表するほか、全国の児童相談所、児童養護施設など（880箇所）にダイレクトメールを郵送する。加えて、エンデバー生に対する奨学金給付実績も、ホームページにて公表する。

(2) 大学等に進学した学生を対象としたスカラー奨学金（以下、「スカラー奨学金」という）

大学・短大・専門学校に新たに進学する者を対象とする給付型奨学金（返済不要・用途自由）大学など進学のため上京し単身生活を始めるための支援金として実施（1名50万円）。募集人数は毎年10～16名程度。

1) 対象期間

原則として毎年4月から翌年3月までの12か月とする。ただし対象校（大学、短大及び専門学校）への在籍期間の属する月分に限定される。

2) 支給時期

毎年4月に同年4月から9月までの奨学金を支給し、同年2月に翌年3月までの奨学金を支給する（ともに対象校在籍期間分のみ限定）。

3) 支給方法

奨学生が指定する銀行口座に振り込むことで支給をする。

4) 申請手続

奨学生及び未成年者の場合はその保護者は、期日までに以下の提出書類の全てを本財団に提出するものとする。

1. 応募用紙
2. 課題作文
3. 学校長からの推薦状

5) 募集期間

例年数週間～1か月程度前後する可能性はあるものの、

募集開始：毎年9月1日

募集締切：毎年10月第1週または、第2金曜日

6) 選考通知

1次選考合格者への合格通知は、応募者本人宛に通知する。不合格者への通知は行わない。

最終合格者は、本財団から応募者本人及び保護者（施設長/里親など）に通知する。最終選考の不合格者については、本人及び保護者宛に通知を行う。繰り上げ合格候補者については、不合格通知時の告知は行わない。

7) 休止条件

1. 応募時を含む、財団への申告内容に悪質な虚偽が認められたとき。
 2. 奨学生が在籍校を休学、留年、退学、又は長期間欠席したとき。
 3. 奨学生の学業または生活への態度に問題があると認められたとき。
 4. 怪我や病気その他の理由のため、在籍校での学業や、ジャパン未来スカラシップ・プログラムの各種プログラムへの参加が困難になったとき。
 5. 在籍校から停学、退学等何らかの処分を受けるとき。
 6. 他の奨学金の受給や授業料の免除等、本奨学金を必要としない理由が生じたとき。
 7. 学業成績が不良となったとき。
 8. 学校内または学校外の秩序を乱す等の行為があったとき。
 9. 当該奨学生および保護者と連絡が取れなくなったとき。
 10. 報告事項・届け出を怠ったとき。
- ア) 在籍校を2週間以上の欠席、休学、留年、転学もしくは退学したとき。

- イ) 在籍校から、停学、退学その他の処分を受けたとき、刑事事件に関し起訴されたとき、又は奨学生が当事者となる民事裁判（訴訟、調停）が係属したとき。
- ウ) 奨学生の在籍校が半年以上継続して正規の授業が行われていないと認められる場合または半年以上継続して臨時に休校したとき。
- エ) 居住国外に一ヶ月以上滞在する場合。
- オ) 本人または保護者の住所、連絡先その他奨学生の入籍等重要な事項に変更があるとき。
- カ) 成業に影響する重大な健康状況の異変が発生したとき。
- キ) 他の奨学金の受給や授業料の免除等、本奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- ク) 掲記届け出事項が発生した際は、2 週間以内に書面にて当財団宛に報告しなければならない。
- 11. 前各号のほか、奨学生として公序良俗に反するなど社会通念上適切でない事実が認められたとき。
- 12. 本財団の経営状況等の事情により、奨学金支給が困難になったとき。

8) 返還請求

脱退又は休止、もしくは辞退が発生した場合、奨学生は、当該事情発生月の属する月の翌月分以降の支給済みの奨学金を、本財団に返金する義務を負う。また、奨学生は、いつでも書面での申請をもってスカラーへの参加を辞退することができる。

尚、奨学生が下記に該当する場合には、スカラーからの脱退または一部または全部を一時的に休止することがある。

- 1. 応募時を含む、財団への申告内容に悪質な虚偽が認められたとき。
- 2. 奨学生が在籍校を休学、留年、退学、又は長期間欠席したとき。
- 3. 奨学生の学業または生活への態度に問題があると認められたとき。
- 4. 怪我や病気その他の理由のため成業が困難になったとき。
- 5. 在籍校から停学、退学等何らかの処分を受けるとき。
- 6. 他の奨学金の受給等、本奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- 7. 学業成績が不良となったとき。
- 8. 学校内または学校外の秩序を乱す等の行為があったとき。
- 9. 当該奨学生および保護者と連絡が取れなくなったとき。
- 10. 報告事項・届け出を怠ったとき。
- 11. 前各号のほか、奨学生として適切でない事実が認められたとき。
- 12. 本財団の経営状況等の事情により、奨学金支給が困難になったとき。

9) 報告

奨学生は、次の号のいずれかの1つに該当する場合は、直ちに事務局に届け出なければなりません。ただし、当該奨学生が病気その他の事由により報告することができないときは、保護者等近親者が届け出るものとする。

1. 2週間以上の欠席、休学、留年、転学もしくは退学したとき。
2. 在籍校から、停学、退学その他の処分を受けたとき、刑事事件に関し起訴されたとき、又は奨学生が当事者となる民事裁判（訴訟、調停）が係属したとき。
3. 奨学生の在籍校が半年以上継続して正規の授業が行われていないと認められる場合または半年以上継続して臨時に休校したとき。
4. 居住国外に一ヶ月以上滞在する場合。
5. 本人または保護者の住所、連絡先その他奨学生の入籍等重要な事項に変更があるとき。
6. 成業に影響する重大な健康状況の異変が発生したとき。
7. 他の奨学金の受給や授業料の免除等、本奨学金を必要としない理由が生じたとき。

10) 公表方法

本奨学金制度の概要、募集要項は、ホームページより公表するほか、全国の高専学校など（4900箇所）にダイレクトメールを郵送する。

加えて、スカラー生に対する奨学金給付実績も、ホームページにて公表する。

（エンデバー奨学金の対象者）

第4条 エンデバー奨学金の対象者は、当該年度4月1日の時点で高校生2、3年の者のうち、次のいずれかの条件を満たす者をいう

- (1) 児童養護施設をはじめとした社会的養護を必要とする施設に暮らしている
- (2) 里親家庭に暮らしている
- (3) ジャパン未来リーダーズサミット（後述）に参加経験者

（スカラー奨学金の対象者）

第5条 スカラー奨学金の対象者は、当該年度4月1日の時点で大学など（学校教育法に基づいて設置された大学・短大・専修学校）1年生の者のうち、次のいずれかの条件を満たす者をいう

- (1) 親が死亡している
- (2) ひとり親家庭に暮らしている
- (3) 児童養護施設をはじめとした社会的養護を必要とする施設に暮らしている
- (4) 里親家庭に暮らしている
- (5) 生活保護受給世帯に暮らしている

第3章 奨学生

(奨学生の募集方法)

第6条 本財団の奨学生の募集は日本全国の高等学校及び児童相談所並びに社会的養護施設等に対する告知及び本財団ウェブサイトへの掲載等を行い、不特定多数に対して行うものとする。

(奨学生の決定)

第7条 本財団の奨学生の選考は、奨学生等選考委員会（以下、「選考委員会」という）が候補者を理事会にて報告し、理事会にて決定する。

(奨学生の選考手順)

第8条 本財団の奨学生の選考は、以下の選考手順に基づき行う。尚、それぞれの評価基準、選考基準は、サミット外部生を含め、巻末に纏めている。

(1) エンデバー奨学金

- 1) 1次選考として奨学金応募用紙に同封された記述式質問に対する回答を、選考委員会が定める以下の評価基準の下、本財団の事務局が書類審査を行う

【評価基準】

1. 最終面談実施人数上限（現状20名）に達しない場合は、事務局の書類審査は全員合格とする。
2. 最終面談実施人数上限に達した場合は、以下の基準により記述式質問に対する回答を3～5段階で点数化して最終面談実施人数上限までを合格とする。
 - ア) 記述式質問に誠実に回答しているか？解答欄スペースの33%以下の記述の場合は減点対象。
 - イ) 回答内容は的を射ているか？
 - ウ) エンデバー生として年間プログラムに参加し得る意欲が感じられるか？
3. 1次選考合格者に対して、事務局員が保護者宛にネットテレビ電話等でインタビューを実施。インタビュー要旨を2次選考の参考資料として要約する。
4. 2次（最終）選考として、理事会にて決定した選考委員（5名）によりネットテレビ電話で応募者宛面接試問を実施（インタビュー要旨は選考委員の参考資料として配布）。
5. 選考委員の採点（3又は5点満点）を実施、これを集計し、2次選考合格者を決定する。

(2) スカラー奨学金

- 1) 1次選考は、A4 2枚に纏めてもらった課題作文（1000字～3000字）を以下の評

評価基準（※以下に内容記載）の下、選考委員・役員・事務局員が書類審査し、1次選考合格者を決定する。

1. 逆境とそれへの向き合い方
 2. 思考力は窺えるか
 3. 感受性は豊かか
 4. ビヨンドトゥモロウの活動に対するやる気を感じるか
 5. 将来の進路のポテンシャルを感じるか
- 2) 2次（最終）選考は、全国から東京に原則日帰りで集め、1時間程度のグループ面接を実施する。
- 3) 選考委員の採点（採点方法は各選考委員のばらつきを勘案した偏差値方式を採用：後述）を事務局員が集計し、合格者を決定する。
- (3) 採点の恣意性の排除のための施策（エンデバー・スカラー奨学金共通）
- 1) 本財団の奨学生の選考にあたり、採点の恣意性の排除のため以下の施策を講じる
 - 2) 一次選考における記述式質問（エンデバー）及び課題作文（スカラー）については、管理部長が全応募の中から3点（愚作・並作・佳作）を選び、選考委員の示した採点基準とともに選考委員を含む代表理事・役員・事務局員に提示して目線合わせを行った上で、各人が採点を実施する。尚、管理部長は採点には参加しない。
 - 3) エンデバー・スカラー共に以下の通り採点項目を設定して3または5段階評価しているが、各選考委員の採点の癖を最小限にするためかつ同点の可能性を無くすために、粗点ではなく偏差値化したスコアを合否の判断基準としている。加えて、選考委員は在籍高校名をブラインドにした採点シートに評価を記入するため、生徒の学歴・出身校による恣意性が入る余地を排除する。

（面接時の選考基準）

第9条 本財団の奨学生の選考は、エンデバー奨学金、スカラー奨学金ともに、以下の採点項目ごとに3～5段階評価とし、選考委員毎の偏差値を計算する。

- (1)自分の考えを、効果的に表現することができるか
- (2)広い視野を持ち、様々な立場の視点を考えているか
- (3)新たな気づきをえて成長しうるか
- (4)自身の困難を糧に、人の心の痛みに想いを馳せ、行動できる印象を与えるか
- (5)謙虚さや人に対して分け隔てなく接する人柄を持っているか（尊大さ、自己的な損得勘定が強いのか）

第4章 ジャパン未来リーダーズサミット（サミット）

（サミットの目的）

第10条 本財団が開催するサミットは、様々な事情により社会経済的に弱い立場に置かれ、困難を経験しながらも、将来、社会のための力となる資質を持つ若者を支援するために日常とは異なる気付きと発見を経て、より広い視野から自分の社会における役割を考える機会の提供を目的とする

(サミット外部生の対象者)

第11条 本財団のサミットの対象者は日本全国の高校生および新たに大学、短大、専門学校に新たに進学する者で、次のいずれかの条件を満たす者をいう

- (1) 親が死亡している
- (2) ひとり親家庭に暮らしている
- (3) 児童養護施設をはじめとした社会的養護を必要とする施設に暮らしている
- (4) 里親家庭に暮らしている
- (5) 生活保護受給世帯に暮らしている

(参加費用の補助)

第12条 本財団が負担するサミット参加費用の負担については以下のとおりとする

- (1) 往復交通費（自宅最寄り駅・空港・港から会場までの区間）
- (2) 宿泊費
- (3) 食費
- (4) 活動に係る費用

(サミット外部生応募申請)

第13条 本財団のサミット外部生への応募手続きは毎年1回実施する。詳細は以下のとおりとする。

- (1) 申請手続
サミット外部生及び未成年者の場合はその保護者は、期日までに以下の提出書類の全てを本財団に提出するものとする。
 1. 応募用紙
 2. 学校長からの推薦状
- (2) 募集期間
例年数週間～1か月程度前後する可能性はあるものの、
募集開始：毎年9月1日
募集締切：毎年9月30日
- (3) 採用人数
毎年度10～25名
- (4) 選考通知

合格者は、本財団から応募者本人及び保護者（施設長/里親など）に通知する。最終選考の不合格者については、本人及び保護者宛に通知を行う。

(5) 休止条件

サミット外部生が下記に該当する場合には、サミット外部生の資格を一部または全部を休止することがある。

- 1) 応募時を含む、財団への申告内容に悪質な虚偽が認められたとき。
- 2) サミット外部生の学業または生活への態度に問題があると認められたとき。
- 3) 怪我や病気その他の理由のため成業が困難になったとき。
- 4) 当該サミット外部生および保護者と連絡が取れなくなったとき。
- 5) 前各号のほか、サミット外部生として公序良俗に反するなど適切でない事実が認められたとき。
- 6) 本財団の経営状況等の事情により、サミット開催が困難になったとき。

(6) 返還請求

エンデバー生やスカラー生と同種の給付金の支給はない。

(7) 公表方法

サミットの概要、募集要項は、ホームページより公表するほか、全国の高等学校など（4900箇所）にダイレクトメールを郵送する。

第5章 サミット外部生

（サミット外部生の募集方法）

第14条 本財団のサミット生の募集は日本全国の高等学校及び児童相談所並びに社会的養護施設等に対する告知及び本財団ウェブサイトへの掲載等を行い、不特定多数に対して行うものとする。

（サミット外部生の決定）

第15条 本財団のサミット外部生の選考は、選考委員会が候補者を理事会にて報告し、理事会にて決定する。

（サミット外部生の選考手順）

第16条 本財団のサミット生の選考手順は、以下のとおりとする。

- (1) 事前選考としてサミット応募用紙に同封された記述式質問に対する回答を、以下の評価基準（内容記載）の下、本財団の事務局が事前書類審査を行う。尚、事務局員による事前審査の選考基準は、第17条の選考基準に準ずる。
- (2) 事前書類審査結果を選考委員長から指名された複数の選考委員が確認を行い、審査結果が妥当な場合は、選考委員会に報告する。妥当でないと判断した場合は差戻し、

事務局員が再度書類審査を行う。

- (3) 選考委員会は、選考委員から指名された複数の選考委員とともに最終審査を行い、サミット参加者を決定する。

(サミット外部生の選考基準)

第 17 条 本財団のサミット生の選考は、以下の採点項目ごとに 3～5 段階評価とし、選考委員毎の偏差値を計算する。

- (1) 奨学生（エンデバー生・スカラー生）とディスカッションができるか
- (2) 新たな気付きを得て成長し得るか
- (3) 自身の困難を糧に、人の心の痛みに想いを馳せ、行動できる印象を与えるか
- (4) 奨学金応募用紙に同封された記述式質問に真摯に答えているか

第 6 章 選考委員会

(選考委員会の任務)

第 18 条 選考委員会は、理事会の諮問に応じ、第 6 条に掲げる奨学生及び第 10 条に掲げるサミット外部生の候補者の選定を行う。

(選考委員)

第 19 条 選考委員会の委員（以下「選考委員」という）は、学識経験者・教育専門家等のうちから、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

- (1) 選考委員は、12 名以内とする。
- (2) 尚、前述の奨学生（エンデバー生、スカラー生）及びサミット外部生の候補者の実際の選定には、それぞれ 3～5 名の担当選考員が携わり担当割は選考委員長が決定する。
- (3) 役員は選考委員を兼務できる。ただし、役員が兼務しない選考委員は選考委員現在の過半数以上とする。
- (4) 選考委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(選考委員長)

第 20 条 選考委員会は選考委員長（以下、「選考委員長」という。） 1 名を置くこととし、選考委員のうちから互選により選任する。

- (1) 選考委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- (2) 選考委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(会議)

第 21 条 選考委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ、選考委員長が随時収集する。会議は、選考委員長の判断で書面選考委員会として開催することができる。書面選考委員会は、選考委員の過半数の賛成をもってみなし議決とすることができる。

- (1) 会議を招集しようとするときは、選考委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 選考委員会は、選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- (3) 選考委員会の議事は、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- (4) 選考委員は、自己と特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。
- (5) 選考委員会は、原則として非公開とする。ただし、選考委員長は、選考委員以外で適当と認めるものに対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(選考基準)

第 22 条 奨学金支給の対象（エンデバー生、スカラー生）の候補者及び、サミット外部生の選考は、それぞれ 8 条、9 条、16 条及び 17 条に定める選考基準に基づいて行う。

(議事録)

第 23 条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。

(報告)

第 24 条 委員長は、選考結果を一定の期間内に文書を持って理事会に報告するとともに、理事会の要請あるときは、理事会に出席して、その選考理由を説明しなければならない。

(選考委員の責務)

第 25 条 選考委員は、奨学金の支給の候補者の選考を公正に行い、選考の過程、内容及び評価並びに選考委員の職務上知りえた情報を、選考決定前及び選考結果発表後とも、他に漏らしてはならない。

(報酬等の額の決定)

第 26 条 この法人の選考委員の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(費用)

第27条 この法人は、選考委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

第7章 体験活動

(体験活動の名称)

第28条 エンデバー生、スカラー生、サミット外部生が参加する体験活動名を以下のとおりとする。

エンデバー生：エンデバー・プログラム

スカラー生：ジャパン未来スカラーシップ・プログラム

サミット外部生：ジャパン未来リーダーズサミット（エンデバー生、スカラー生も参加）

(1) エンデバー・プログラムの概要

- 1) 活動時期は4月から翌年3月までの12ヶ月間。
- 2) 3～4回の対面プログラム（集合研修、3泊4日程度）
- 3) 数回のオンラインプログラム（オンラインを利用した集合研修、数時間）
- 4) その他、オンラインによる個人面談など細かな指導、ケアをスタッフから受ける。
- 5) 尚、体験活動にかかる費用（交通費、宿泊費、食費など）は、原則全額財団が負担する。

(2) ジャパン未来スカラーシップ・プログラム

- 1) 活動時期は4月から翌年3月までの12ヶ月間。
- 2) 3～4回の対面プログラム（集合研修、3泊4日程度）。尚、2年に1回程度、2学年から選抜をしたうえで米国等の海外研修を実施。
- 3) 数回のオンラインプログラム（オンラインを利用した集合研修、数時間）。
- 4) その他、オンラインによる個人面談など細かな指導、ケアをスタッフから受ける。
- 5) 尚、体験活動にかかる費用（交通費、宿泊費、食費など）は、原則全額財団が負担する。

(3) ジャパン未来リーダーズサミット

サミット外部生は、以下の体験活動を行う。

- 1) 活動時期はサミットが開催される集合研修時のみ
- 2) 10月～11月に開催されるジャパン未来リーダーズサミット（集合研修、2泊3日）に参加。
- 3) 尚、体験活動にかかる費用（交通費、宿泊費、食費など）は、原則全額財団が負担する。
- 4) また、サミットに参加した外部生は、高校生を対象とした体験活動事業（奨学金を含む）（エンデバー生）に応募する権利を得る。加えて、サミット外部生とスカラー生の応募要件は同じであるため、換言すれば、サミット外部生参加は、エンデバ

ー生、スカラー生応募に対する「お試し体験」的な役割を担っている。

(改廃)

第 29 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

奨学生、サミット外部生のそれぞれの選考基準比較表

	エンデバー生	スカラー生	サミット外部生
1次選考	奨学金応募用紙に同封された記述式質問に対する回答を書類審査	A4 2枚に纏めてもらった課題作文(1000字～3000字)を書類審査	サミット応募用紙に同封された記述式質問に対する回答を事前書類審査。 選考委員会は、選考委員から指名された複数の選考委員とともに最終審査を行い、サミット参加者を決定
最終選考	ネットテレビ電話で応募者宛面接試問を実施	全国から東京に原則日帰りで集め、1時間程度のグループ面接を実施	
選考基準 (エンデバー生・スカラー生は最終選考時、サミット外部生は、事前書類審査及び最終審査時に)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自分の考えを、効果的に表現することができるか 2. 広い視野を持ち、様々な立場の視点を考えているか 3. 新たな気づきをえて成長しているか 4. 自身の困難を糧に、人の心の痛みに想いを馳せ、行動できる印象を与えるか 5. 謙虚さや人に対して分け隔てなく接する人柄を持っている 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 奨学生とディスカッションができるか 2. 新たな気づきを得て成長し得るか 3. 自身の困難を糧に、人の心の痛みに想いを馳せ、行動できる印象を与えるか 4. 奨学金応募用紙に同封された記述式質問に真摯に答えているか 	

	エンデバー生	スカラー生	サミット外部生
適用)		か	

附 則

この規則は、旧奨学金給付規程、旧奨学金選考委員会規則、旧奨学金選考規則の廃止と併せて、2024年5月22日から施行する。